

「長崎市住宅支援リフォーム補助金」

補助金交付申請の際に必要な書類

※各様式は、市ホームページからもダウンロードできます。

1 補助金交付申請書（第1号様式）

- ※ 必ず、申請者本人にて記入及び捺印して下さい。
- ※ 「交付申請額」は訂正出来ません。

2 改修計画書（第2号様式）

- ※ 改修の概要については改修工事の箇所及び内容を明示すること。
- ※ 必要に応じ、施工箇所や床面積の分かる平面図等を添付すること。

3 補助対象住宅の所有者が確認できるもの（下記の（1）～（4）うちいずれか1つ）

- （1）固定資産納税通知書（納税者住所氏名及び固定資産の課税明細部）の写し【コピー】
※令和7年6月以降申請は、令和7年度のものとする
- （2）固定資産税家屋台帳の写し【窓口で交付されたもの】
※資産税課・各地域センター（中央地域センターを除く）（1通300円）
- （3）名寄帳の写し【窓口で交付されたもの】
※資産税課・各地域センター（中央地域センターを除く）、各市民サービスコーナー（1通300円）
- （4）建物登記事項証明書【窓口で交付されたもの】
※長崎地方法務局 長崎市万才町8-16 095-826-8127（1通600円）

4 市税の納付を確認できるもの

- （1）完納証明書（申請者分）
※各地域センター（1通300円）

5 見積書

- （1）申請者宛てであることがわかるよう姓名の記入、もしくは申請者の住所の記載が必要。
- （2）見積日、請負者の住所、氏名、押印があるもの。
- （3）工事を行う箇所及び内容がわかるよう項目毎に算定すること、消費税額の記載も必要。
- （4）内訳内で10万円以上の1式表示については明細が必要。（数量、単価を明記）

6 着工前写真

- （1）建物全体（建物がわかる外観）及び施工予定箇所（工事を行う各部分毎）の写真
※写真は全てカラーで、A4に3～4枚プリントもしくは貼付けてください。
- （2）申請時に提出出来ない（屋根等）写真がある場合は、申請時に誓約書への記入が必要。
- （3）工事内容により必要な写真があります、別添資料参照、若しくは係員へ問合せ下さい。

7 その他の提出書類（該当する場合のみ）

- （1）手続を代理人が行う場合
※委任状（第3号様式）
- （2）住宅を所有する予定の者（要綱第2条第2号）
※売買契約書の写し等（完了時に建物登記事項証明書の提出が必要です。）
- （3）住宅の所有者が死亡しており未相続の場合
※戸籍謄本（・所有者の死亡が確認（所有者名で戸籍を請求してください）出来て所有者と申請者の続柄がわかるもの）
- （4）単身赴任等で所有者が補助対象住宅に居住していない場合（要綱第2条第4号）
※住宅改修工事にかかる委任状（第3号様式の2）
※補助対象住宅の所有者の住民票の写し（単身赴任先）【窓口で交付されたもの】
※補助対象住宅所有者と申請者の続柄が確認できる戸籍謄本
- （5）所有者が何らかの事情により申請が困難であると認められる場合（要綱第2条第4号）
※戸籍謄本（当該所有者の2親等以内の親族のうち、同居又は同居予定の親族確認）
※住民票の写し（同居親族の居住確認。転居予定の場合は完了報告時に提出）

○窓口交付の証明書等については、全て発行から3か月以内のもの。